

産業医・衛生管理者の定期巡視記録簿の記入について（参考）

島根県医師会産業医部会

- I 事業場において使用する有害物質の完全把握とリスクアセスメントの実施
- II 作業環境の測定、作業方法の再検討及びその結果に基づく改善
 - 1. 有害なガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、騒音等の有害要因にさらされる作業環境の測定及びその結果に基づく改善
 - 2. 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置等の機能点検
 - 3. 粉じん作業場の清掃の実施
 - 4. 残さい物の処理方法についての点検
 - 5. 換気、採光、照明、清潔等の一般的衛生条件の点検
 - 6. 動作、姿勢、速度、継続時間等の作業方法の分析及びその結果に基づく作業の適正化の実施
- III 健康管理の実施
 - 1. 健康診断の実施、及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置の実施
 - 2. 過重労働者への面接指導及び必要な措置の実施、並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置の実施
 - 3. 心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導、及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置の実施
 - 4. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置の実施
 - 5. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置の実施
- IV 労働衛生教育の充実
 - 1. 年間安全衛生推進計画等に基づき計画的な実施
 - 2. PDCAサイクルによる運用
 - 3. 安全衛生教育の実施担当者等を定め、教育の記録・保存
 - 4. 安全衛生教育は、パートタイマーやアルバイト労働者を含めて実施
- V 衛生管理体制の確立とその効果的な活動の促進
 - 1. 事業者又は総括安全衛生管理者による衛生管理方針の確立及びその実践
 - 2. 産業医、衛生管理者等を中核とした健康管理の充実方策の確立及びその実践
 - 3. 衛生管理体制の整備・充実とその構成員の職務権限の確立
 - 4. 現場管理者の職務権限の確立
 - 5. 衛生管理に関する規程の整備・充実
 - 6. 衛生委員会の開催とその活用
 - 7. 事業者及び総括安全衛生管理者への情報伝達ルートの確立
- VI 快適職場づくり
 - 1. 清潔保持のための洗身、手洗い等の設備の整備・充実
 - 2. 休憩、休養設備、母乳授乳室または母乳保管用備品の整備・充実
 - 3. 受動喫煙防止のための設備の整備
 - 4. 寄宿舍、食堂等の整備及び清潔の保持
 - 5. 労働衛生標識等の設備
 - 6. 工場の緑化美化運動の推進